２　新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第十七条 | ［略］ | 令和二年改正省令附則別表第三 |
| | 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則別表第七 | |

**附則別表第４**（附則第３条関係）

第１　費用算定方式

| 費用区分 | 算定方式 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 緊急通報用専用線 | Σ｛緊急通報用専用線回線数（距離帯別）×音声伝送専用線月額基本回線料（距離帯別）×12｝×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×第一号基礎的電気通信役務対象通信比率 |

［第２　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項及び第二項において「新施行規則」という。）第十四条の三第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十の二、様式十二、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっても、当該単位区域において、電気通信回線設備の規模（新施行規則第十四条の五第一項に規定する電気通信回線設備の規模をいう。）が新施行規則第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える電気通信事業者の数が一以下であるときに限り、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

２　この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっても、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

３　第二条の規定による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、令和五年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

４　この省令の施行の際現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する者に限る。）は、この省令の施行の日から六月以内に、電気通信事業法第四十二条第一項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則で定める技術基準に適合することについて自ら確認し、同法第四十二条第三項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

５　この省令の施行の際現に第二号基礎的電気通信役務（その契約数が三十万を超えないものに限る。）を提供している電気通信事業者（令和五年六月三十日における当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える者を除く。）に対する改正法附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「第二号基礎的電気通信役務」とあるのは、「第二号基礎的電気通信役務（その契約数が三十万を超えないものを除く。）」とする。

２　新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 第十七条 | ［同上］ | 令和二年改正省令附則別表第三 |
| | 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七 | |

**附則別表第４**（附則第３条関係）

第１　費用算定方式

| 費用区分 | 算定方式 |
|---|---|
| ［同左］ | |
| 緊急通報用専用線 | Σ｛緊急通報用専用線回線数（距離帯別）×音声伝送専用線月額基本回線料（距離帯別）×12｝×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×基礎的電気通信役務対象通信比率 |

［第２　同左］